

（宛先）太田市長

〒  
住所  
（申請者）氏名又は名称 ㊟  
連絡先

※氏名の欄に氏名を自署した場合は、押印は不要です。

空き店舗バンク登録（更新）申請書

太田市空き店舗バンク実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項（要綱第5条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、下記誓約事項を誓約し、下記同意事項に同意した上で、別紙空き店舗バンク登録カード（様式第2号）を添えて、下記のとおり空き店舗バンクへの登録（更新）を申請します。

記

- 1 申請区分 新規 ・ 更新
- 2 物件所在地 太田市
- 3 登録内容 別添「空き店舗バンク登録カード」のとおり

【誓約事項】

- (1) 申請者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- (2) 申請物件の所有者等の全員が、登録に関する承諾をしています。
- (3) 申請物件は、不動産競売に付されていません。

【同意事項】

- (1) 申請物件に関する情報のうち、要綱第8条各号に掲げる情報について、市ホームページ等で広く一般に公表すること。
- (2) 空き店舗の賃貸又は売買の交渉の媒介を、要綱の規定に基づき市が協定を締結した一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会太田支部又は公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部（以下「協会」という。）の会員である宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に依頼すること。
- (3) 市が、申請者及び空き店舗の情報を、(2)の協会及び宅地建物取引業者に提供すること。
- (4) 媒介に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲で媒介業者に支払うこと。
- (5) 利用希望者との交渉及び契約には、誠意を持って臨み、疑義、紛争等については、当事者間で解決にあたること。

※ 市では、この申請により得られる個人情報は、太田市個人情報保護条例（平成17年太田市条例第11号）の規定に基づき、本事業の目的以外には使用しません。

※ 市では、情報の提供、必要な連絡調整等を行います。空き店舗に関する交渉、売買及び賃貸等の契約については、一切これに関与しません。